



長野県・王滝村価格高騰特別 対策支援金のご案内

回覧

受給には手続きが必要です

- 住民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯や令和6年1月から12月までの間に家計急変のあった世帯を支援するために長野県王滝村で独自に支援金を支給します（1世帯あたり2万円、児童1人あたり2万円加算）。
- 王滝村物価高騰対応緊急支援給付金（住民税非課税世帯） / 1世帯あたり3万円) の支給対象世帯には支給されません。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支援金の支給額

1世帯あたり **2万円**
 児童1人あたり **2万円加算**
 ※児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

支援金の支給時期

令和7年 7月15日受付分まで… 7月31日
 令和7年 7月31日受付分まで… 8月15日
 令和7年 8月15日受付分まで… 8月31日
 令和7年 8月31日受付分まで… 9月12日

支給対象と申請の有無 （いずれかに当てはまる世帯）

支給対象となる世帯 （いずれかに当てはまる世帯）

世帯全員の令和6年度
「住民税所得割非課税」
 の世帯

令和6年1月～12月の収入が減少し
「住民税所得割非課税相当」
 の収入となった世帯(家計急変世帯)

お知らせ通知が届いた世帯

確認書が届いた世帯

**口座の変更等がなければ
手続き不要です**

返送が必要です

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

◆申請期限：令和7年8月31日（日）
 申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支給対象と支給手続き

I 令和6年度住民税所得割非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、王滝村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、王滝村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された支援金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税所得割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③王滝村物価高騰対応緊急支援給付金の対象ではないこと 等

世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税所得割非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税所得割非課税相当：世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和6年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税所得割非課税水準以下（下表参照）であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

☆市町村民税所得割非課税水準収入相当額は下記のとおりです。

扶養している親族の状況	所得割非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	170.3万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	221.5万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	271.5万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	321.5万円